

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号			
担当者 連 絡 先	所 属		
	氏 名		
	電 話	内線 ()	

A 欄	(宛 先) 御前崎市長		所在地	〒									
	令和 年 月 日 提出		フリガナ										
			名称又は氏名										
			法人番号又は 個人番号	<small>◀個人番号の記に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>									
	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏 名		円		円	円	<input type="checkbox"/> 1. 退 職 <input type="checkbox"/> 2. 転 勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死 亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 [事由・理由]	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) [右から 番号を 記入]					
	生年月日		年 月 日		月 月 月	年 月 日							
個人番号				月 月 月	年 月 日								
受給者番号 (任意で記入)				月 月 月	年 月 日								
1月1日 現在の住所				月 月 月	年 月 日								
異動後の住所				月 月 月	年 月 日								

B 欄	1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 円を			
	新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	<small>新規</small>										<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
		所 在 地	〒										受給者番号	
		フリガナ											納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 <input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要	

C 欄	2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、	
	理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

D 欄	3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄	
	理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										

◎異動があった場合は速やかに提出してください。なお、異動が決定した時点で事前に提出いただければ助かります。◎用紙が足りない場合はコピーして活用してください。◎特別徴収義務者指定番号とはA3「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」中の指定番号になります。必ず、記載してください。◎個人特定のために、氏名、住所と併せて、生年月日と個人番号の記載も願います。◎一月一日から四月三十日までで退職した場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。◎十二月三十一日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は特に協力をお願いします)。

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、勤務先に回付願います。新勤務先では、B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者があ
る場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払
を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに
関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に
給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方
法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税
額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号又は個人番号」欄には、給
与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以
下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載して
ください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載して
ください。

4. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、
届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載
してください。

5. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載して
ください。

6. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得
者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してくだ
さい。

7. 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が
不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続
を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別
徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を
一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括
徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から
4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、
本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3.
普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当
する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当
しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を
除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

9. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書
を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載して
ください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」
を○で囲んでください。

10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者
指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

11. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる
給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

12. ※印の欄は、記載しないでください。

控 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（会社控用）

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号			
担当者 連 絡 先	所 属		
	氏 名		
	電 話	内線 ()	

A 欄	(宛 先) 御前崎市長	所在地 〒				
	令和 年 月 日 提出	フリガナ				
	給与所得者	名称又は氏名				
		法人番号又は 個人番号	<small>◀個人番号の記に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>			
		フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日
		氏 名				異 動 の 事 由
		生年月日	年 月 日			異動後の未徴収 税額の徴収方法
個人番号				1. 退 職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]		
受給者番号 (任意で記入)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

B 欄	1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	新しい勤務先 (特別徴収義務者)	受給者番号
	特別徴収義務者 指 定 番 号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	所在地 〒	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

C 欄	2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	理由	1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

D 欄	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	理由	1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため

◎異動があった場合は速やかに提出してください。なお、異動が決定した時点で事前に提出いただければ助かります。◎用紙が足りない場合はコピーして活用してください。◎特別徴収義務者指定番号とはA3「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」中の指定番号になります。必ず、記載してください。◎個人特定のために、氏名、住所と併せて、生年月日と個人番号の記載も願います。◎一月一日から四月三十日までで退職した場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。◎十二月三十一日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は特に協力をお願いします)。

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、勤務先に回付願います。新勤務先では、B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。